

入所対象者

入所の対象となる方は、要介護1から要介護5までに認定された方のうち、常時介護を必要とし、かつ、居宅において継続して介護を受ける事が困難な方を対象としています。また、当施設は認知症専門ユニット（計24床）をご用意しておりますので、認知症の診断を受けている方の受入も行っております。但し、自傷・他傷行為がある方は入所をお断りさせていただく事もあります。また、継続しての治療が必要とされている方も入所をお断りさせていただく事があります。詳しくは生活相談員までお問合せ下さい。

① サービス利用料金（1日あたりの目安）

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
サービス利用料金（単位）	625	691	762	828	894
栄養マネジメント加算	14	14	14	14	14
看護体制加算（Ⅰ） <sup>□</sup>	4	4	4	4	4
看護体制加算（Ⅱ） <sup>□</sup>	8	8	8	8	8
夜勤職員配置加算	18	18	18	18	18
サービス提供体制強化加算（Ⅰ） <sup>□</sup>	12	12	12	12	12
個別機能訓練加算	12	12	12	12	12
療養食加算	18	18	18	18	18
口腔衛生管理体制加算※1	1	1	1	1	1
経口維持加算（Ⅰ）（Ⅱ）	28	28	28	28	28
介護職員処遇改善加算※2	61	69	73	78	84
単位数合計	801	875	950	1,021	1,093
自己負担額合計（介護保険1割）	859 円	938 円	1,018 円	1,095 円	1,172 円
自己負担額合計（介護保険2割）	1,718 円	1,876 円	2,036 円	2,190 円	2,344 円

※1：口腔機能維持管理体制加算（1ヵ月あたり30単位。1回のみのご負担額）

※2：介護職員処遇改善加算（Ⅰ）（1ヵ月あたり。1回のみのご負担）

介護報酬単位数（基本サービス費＋各種加算減算）×サービス別加算率（8.3%）

介護保険における加算

（地域加算 10.72 円）

口腔衛生管理体制加算	歯科衛生士が月に1回以上、介護職員に対する口腔ケアに係る技術的助言及び指導を行う事により、入居者の口腔機能の維持を行う際にかかる費用です。（1単位/日）
看護体制加算（Ⅰ） <sup>□</sup> ・（Ⅱ） <sup>□</sup>	入所者の重度化に伴う医療ニーズに対応する観点から、看護師の配置に対する加算です。（Ⅰ）：4単位 （Ⅱ）：8単位/日
夜勤職員配置加算	規定された夜勤職員の数より1人以上多く配置している施設にかかる加算です。（18単位/日）
看取り介護加算（対象の方のみ）	利用者が施設に定める看取りに関する指針に従って亡くなられた場合、死亡日以前30日を上限としてかかる費用です。 ①死亡日以前4～30日（144単位/日）②死亡日の前日、前々日（680単位/日）③死亡日（1280単位/日）
個別機能訓練加算	機能訓練指導員、看護職員、介護職員その他の職種の者が共同して計画的に機能訓練を行う際にかかる費用です（12単位/日）
療養食加算（対象の方のみ）	入所者の年齢、心身の状態によって適切な栄養量及び内容の食事の提供が、管理栄養士によって管理され行われている事
栄養マネジメント加算	管理栄養士による栄養マネジメントにかかる費用です。（14単位/日）
サービス提供体制強化加算（Ⅰ） <sup>□</sup>	介護・看護職員の勤務体制強化に関する加算です（介護職員の総数のうち介護福祉士の占める割合が100分の50以上）（12単位/日）

## ②介護保険の給付対象外料金（一日あたりの居住費および食費等の自己負担額）

利用者負担段階		居住費	食費	おやつ	合計
第一段階	・老齢福祉年金を受給されている方で世帯全員が市民税非課税（※1）の方 ・生活保護受給者の方	820 円	300 円	150 円	1,270 円
第二段階	世帯全員が市民税非課税（※1）の方で合計所得金額と課税年金収入額の合計が年間 80 万円以下の方（※2）	820 円	390 円	150 円	1,360 円
第三段階	市民税非課税世帯（※1）の方で、第 2 段階に該当しない方（※2）	1,310 円	650 円	150 円	2,110 円
第四段階	上記以外の方	3,000 円	1,870 円	150 円	5,020 円

（※1）世帯について：平成 27 年 8 月以降は、配偶者が別世帯にいる場合、その配偶者を含めます

（※2）平成 27 年 8 月以降は、本人の預貯金が 1000 万円以下（配偶者がいる場合は 2000 万円以下）の方

- 施設には、第一段階から第三段階までは居住費の基準費用額 1970 円と上表の自己負担額との差額が、補足給付として介護保険から給付されます。※入院 7 日目からは補足給付が給付されない為、第一段階から第三段階までは、居住費の基準費用額 1970 円を自己負担額として請求させていただきます。
- 施設には、第一段階から第三段階までは食費の基準費用額 1380 円と上表の自己負担額との差額が、補足給付として介護保険から給付されます。
- 経済状況の著しい変化その他やむを得ない事情がある場合、変更することがあります。
- 第 4 段階に該当する入居者の食事の内訳は、朝食 350 円、昼食 870 円、夕食 650 円となります。
- おやつ代（150 円/日）は介護保険給付対象外の料金となります。
- 入院時、外泊時は居室の確保のための料金として、1 日につき各段階料金表記載の居住費がかかります。

### 介護保険給付対象外料金

項目	内容	利用料金
特別な食事等	酒、乳製品等、ご希望に基づいて提供した食事等にかかる費用です。	実費相当額
日常生活上必要な諸費用	歯ブラシやティッシュ等の生活に要する費用で、ご利用者に負担していただくことが適当で有るものにかかる費用です。	実費相当額
教養娯楽費	レクリエーション、クラブ活動参加費として材料費相当額をご負担いただきます。	実費相当額
理美容にかかる費用	提携している業者が行う理美容サービスにかかる費用です。	業者が設定する額
複写物交付	複写に必要な費用です。	50 円/枚

### ◎ 1 日あたりの自己負担額合計（① + ②）（介護保険 1 割・2 割）

	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
第 1 段階	2,129 円	2,208 円	2,288 円	2,291 円	2,442 円
第 2 段階	2,219 円	2,298 円	2,378 円	2,381 円	2,532 円
第 3 段階	2,969 円	3,048 円	3,128 円	3,205 円	3,282 円
第 4 段階 (1 割)	5,879 円	5,958 円	6,038 円	6,115 円	6,192 円
第 4 段階 (2 割)	6,738 円	6,896 円	7,056 円	7,210 円	7,364 円